

## 省エネルギービジョン評価の試み

中村 修\*・山口龍虎\*\*・清水耕平\*\*\*・納富正大\*\*\*・  
渡邊美穂\*\*\*・遠藤はる奈\*\*\*・後藤大太郎\*\*

### Evaluation of Projects for Establishing Local Energy Conservation Vision

Osamu NAKAMURA, Ryuko YAMAGUCHI, Kohei SHIMIZU, Masahiro NOTOMI,  
Miho WATANABE, Haruna ENDO, Daitaro GOTO

#### Abstract

In this paper we have tried to evaluate projects for establishing local energy conservation visions, which some local governments have as one of the measures to global warming. The purpose of this paper is to analyze the present conditions and problems of the projects. In this paper, we evaluated the reports of the projects (2000-2002) in scores with unified indexes.

According to the evaluation, one of the biggest characteristics is the lack of concrete measures. Most reports carried out only their initial reviews. This tendency did not change in the years, though the number of the reports increased.

Some of their problems are lack of viewpoints in terms of realization and economy, lack of collaboration and lack of follow-up systems.

Key words : measures to global warming, evaluation, project for establishing local energy conservation vision

#### 1. はじめに

2005年2月16日、京都議定書が発効した。日本でもそれに伴い、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、同年4月28日、「京都議定書目標達成計画」(以下、達成計画)が閣議決定された。これにより、日本の温暖化対策の基本的な方向性を示すものは、これまでの地球温暖化大綱に変わって、大綱の見直しに伴う追加的な施策の導入を受けたこの達成計画が引き継ぐことになった。

現在の見通しでは、基準年である1990年比6%の温室効果ガスの削減目標は、現行のままでは達成が困難であるとされている。2002年度時点での排出量は基準年比7.6%の増加となっており、現状対策だけでは2010年度で基準年比6%の増加となる見通しだ。削減目標達成のためには、今後さらに約12%相当分の追加的な施策の導入が不可欠となっている。

この達成計画においては、京都議定書の6%削減を確実に達成する対策として、国とならんで、自治体、事業者、国民の基本的な役割も明記されている。

このように、今後、温暖化対策の実施主体としての自治体の役割はより一層重要になってくることが考えられるが、現行の自治体における温暖化対策は地域レベルでの温室効果ガス削減には寄与していないという現状がある。[注1]

\* 長崎大学大学院生産科学研究科

\*\* 同研究科後期博士課程

\*\*\* 同研究科前期博士課程

受領年月日 2005(平成17年)7月27日

受理年月日 2005(平成17年)11月30日

そこで、本研究では、自治体の温暖化対策の一つとして全国の自治体で策定されている省エネルギービジョンを対象として、共通指標を用いた評価を実施する。これによって自治体における温暖化対策に関する計画の現状と課題を明らかにし、今後のあり方を検討する。

## 2. 評価の対象

### 2-1 省エネルギービジョンの概要

省エネルギービジョンは、正しくは「地域省エネルギービジョン策定等事業」といい、初期段階調査、地域省エネルギービジョン策定調査、事業化フィージビリティスタディ（FS）調査の3つの事業から構成されている。〔注2〕3事業はいずれも単年度で実施され、事業終了ごとに調査結果や計画をまとめた報告書が作成される。「省エネルギービジョン」という場合、通常、地域省エネルギービジョン策定調査を指す場合が多いが、本研究でも省エネルギービジョンとして取り扱っているものは、地域省エネルギービジョン策定調査であり、ここで策定された計画の報告書を評価の対象としている。これらの事業は自治体の温暖化対策事業としてNEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）が行っている自治体及び自治体出資による法人を対象とした100%の補助事業である。〔注3〕省エネルギービジョンは、省エネルギー導入・地域住民に対する普及啓発の計画づくり、省エネルギープロジェクトの事業化可能性調査を行なうものとなっている。

2000年度から2004年度までの全国の事業実施状況（初期段階調査、FSを含む）は、2000年度で18件、2001年度で29件、2002年度で53件、2003年度で52件、2004年度で36件となっている。本研究では、2000年度から2002年度までに省エネルギービジョンを策定した全74自治体において、策定された省エネルギービジョンの報告書を対象に点数評価を実施した。

省エネルギービジョンの報告書の構成は、特に定まった形が存在するわけではないが、次のように整理することができる。

- I 目的・位置付け
- II 初期段階調査
- III 基本方針
- IV 重点プロジェクト
- V 推進計画
- VI フォローアップ

Iの「目的・位置付け」では、その地域における課題や省エネルギーに取り組む目的、ビジョンにおけるねらい等が記述される。また、ビジョンが自治体の政策の中で、どういった位置付けがされているのか、先行する他の諸計画との整合性も説明される。IIの「初期段階調査」では、自然・社会的条件から、地域におけるエネルギーの使用状況、省エネルギーの可能性量等、ビジョン策定の基礎となるデータが整理される。その際、地域の実態がより把握できるように、住民アンケートや事業所アンケート等も活用される。IIIの「基本方針」は、「初期段階調査」で明らかになった地域特性をもとに、省エネルギー政策を実施するうえでの、行動指針、行動目標、行動計画等の基本方針を決定し、具体的な数値目標を定めている。IVの「重点プロジェクト」は、地域が取り組むべき行動計画の中でも、特に重点的に取り組むべきプランを提示するものである。重点プロジェクトには、ハードとソフトの両方のプランが盛り込まれるのが一般的で、その効果の試算もなされる。その際、そのプランの実現性や経済性などが検討される。Vの「推進計画」は、策定されるビジョンがどのような形で進められるのか、その中心となる体制やスケジュール、地域内の各主体の役割や連携について示される。VIの「フォローアップ」では、ビジョン策定後に計画がきちんと運用されているかのチェック・見直しを実施するための管理の方策が示される。

各自治体の報告書も多くがこの形で取りまとめられている。特に、2000年度の補助事業開始から年度が経過していくにつれて、この形式・内容が一般的になってきている。

省エネルギービジョンを評価の対象とする理由としては、次の2点が考えられる。

- ① 地域レベルの温暖化対策
- ② 予算による制約が小さい

①について。自治体の温暖化対策としては、法定計画である「温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」（「実行計画」）がある。しかし、これが自治体の庁舎をその主な対象にしているのに対し、省エネルギービジョンは、法定計画ではないが、当該地域全域とそこにおける産業・民生・運輸の各部門を対象とし、実行計画を含めた広い範囲をフォローしている。自治体の温暖化対策にとって、エネルギー管理は大きな位置を占めている。そのため、省エネルギービジョンの地域レベルの温暖化対策としての役割は大きい。②について。定額の補助

事業であるため、ひとまずは、自治体において通常困難とされる予算や人材の確保といった問題による制約から自由であるという側面をもっている。これにより、自治体のニーズを反映した詳細な調査の実施と積極的な住民参加による議論を尽くした計画づくりができる。

以上が主な理由であるが、省エネルギービジョンは、今後各自治体において必須となってくる地域レベルにおける温暖化対策を具体的に展開できる可能性をもった計画であり、補助事業が終了した場合でも、類似の計画に生かすことができる内容であると思われる。

## 2-2 省エネルギービジョン評価の意義

2002年4月1日施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」により、日本でも、国や自治体で「政策評価」・「行政評価」の導入が進んでいる。

自治体の政策についての評価は、実施主体によって、①「自治体による自己評価」、②「第三者による外部評価」、③「自治体と（時には委託・協働によって）利害関係者が協力して行なう第三者評価」に分類することができる。また、目的も①は、「職員の意識改革、事務事業の改善、利害関係者へのアカウンタビリティを果たす」こと、②は、「全」都道府県や「全」市を対象にすることでの自治体間における競争の促進、③は、自己評価と第三者評価の中間的なもので、他の事例を参考に事務事業を改善すると同時に自治体間の競争を促す、というようにそれぞれ異なっている。（増原 2003）

本研究では、すでに省エネルギービジョンが策定された自治体の報告書を対象に共通指標を用いた点数評価を行なうが、ここで実施する評価は、上の分類にしたがうと、第三者による外部評価ということになる。

最近では、「格付け」のように共通指標を用いて、自治体間の取り組みを比較する外部評価の事例も少しずつ現れてきており、[注4]今回のように、自治体間の政策を比較することにも適用できる。

共通指標を用いた自治体の環境政策に関する評価については、次のような意義が指摘されている。

増原（2003）は、共通の指標を用いた評価の意義として、①「気づき」②「模倣の機会」③「独自性の発揮」の3つを挙げ、次のように述べている。

### ①「気づき」

ある自治体が、他の自治体と比較して、環境状

態が悪かったり、取り組みが遅れている分野に「気づく」

### ②「模倣の機会」

先進的な自治体の取り組み状況や対策の概要を知ることによって、「模倣」につながり得る

### ③「独自性の発揮」

政策・対策の改良、他の事例をヒントにした新しい対策を生み出す必要性が生じる

また、宇賀（2002）も住民からみた行政サービスの向上の視点から、評価について、「（評価の）手法が洗練化され、住民の信頼を得るようになれば、『介護移住』のような『足による投票』の可能性が増大し、地方公共団体の競争が活性化することも、ある程度は期待しうることになる。このことは、地方公共団体による行政サービスの向上へのインセンティブを付与し、長期的には、住民本位の行政を実現することに資するであろう。」[注5]と述べている。

実際には、共通指標を用いた評価の実施には、「適切な指標設定の困難性」等のさまざまな問題もあるが、その効果も期待できる。

本研究では、こうした比較の手法を用いることで明らかになる計画の中身に注目している。地域レベルで見た場合、自治体における現状の温暖化対策は効果がないことが指摘されているが、省エネルギービジョンについても、地域レベルでの温暖化対策に寄与するための計画策定の条件が整っているにもかかわらず、実際に機能しているかは疑問のあるところである。[注6]策定された計画の内容を指標化、点数化することで、計画の現状やそこに生じている課題を具体的に確認することができる。

## 3. 評価の方法

### 3-1 評価項目

評価の方法としては、中村らが2002年度に作成したものをベースに項目・配点の見直しを行なった。（中村・山口 2004）改訂版の評価シートを表に示す。

2002年度版は、2000年度に策定された全国の省エネルギービジョン報告書の分析をもとに、構成・項目等を洗い出し、評価項目・配点を定めたものとなっている。しかし、評価項目（指標）や配点に採点者の恣意性が現れやすい傾向があった。そこで、新たに評価項目の見直しを実施する際、2003年7月に作成されたNEDO（新エネルギー・産業技術総合開発機構）が作成した「地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定ガイドブック～地域における新

エネルギー・省エネルギー導入の促進に向けて～  
 (以下、ガイドブック) および同年8月に財団法人  
 省エネルギーセンター九州支部が作成した「省エネ  
 ルギーの推進にあたって」の内容を参考にした。  
 「ガイドブック」には、省エネルギービジョンの  
 策定手順として、報告書に記載されるべき調査、計  
 画の内容からその手法まで、比較的詳細に説明され  
 ている。ただし、この「ガイドブック」は、初期段

階調査の説明に偏っているところがあり、その他の  
 部分については、「省エネルギーの推進にあたって」  
 で内容を補った。「省エネルギーの推進にあたって」  
 には、省エネルギービジョン策定自治体が多い九州  
 の事情を反映して、地域性と策定による効果を重視  
 した視点から、より具体的な取り組み方の指針が示  
 されている。

表1 省エネルギービジョン評価シート(改訂版)

構成	必須項目	評価項目	配点
<目的・位置付け>	・背景 ・ねらい・目的 ・ビジョンの位置付け	I-1 省エネルギー推進の背景	1
		I-2 ビジョン策定にあたっての明確なねらい・目的	1
		I-3 エネルギー・環境施策との関係・連携	1
<初期段階調査>	・基礎的環境条件 ・エネルギー使用の実態調査 ・省エネルギー可能性検討	II-1 自然・社会的条件の整理	1
		II-2(1) エネルギー供給構造の把握	1
		II-2(2) エネルギー消費量の推計(全体)	1
		II-2(3) エネルギー消費量の推計(産業・民生・運輸の部門別)	1
		II-2(4) 各部門の詳細な分類によるエネルギー消費量の推計	1
		II-2(5) モニター調査の実施	1
		II-2(6) エネルギー消費の経年変化	1
		II-2(7) エネルギー消費の将来予測	1
		II-3(1) 住民アンケートの実施	1
		II-3(2) 事業者アンケートの実施	1
		II-3(3) 省エネルギー可能性量の試算(全体)	1
		II-3(4) 省エネルギー可能性量の試算(産業・民生・運輸の部門別)	1
II-3(5) 詳細な分類によるエネルギー可能性量の推計	1		
II-3(6) 部門横断的対策による省エネルギー試算	1		
<目標設定>	・基本方針 ・数値目標	III-1(1) 行動指針の設定	1
		III-1(2) 行動目標の設定	1
		III-1(3) 行動計画の設定	1
		III-1(4) 地域特性の反映	1
		III-1(5) 住民参加(ワークショップ等)	1
		III-2(1) 目標年次の設定	1
		III-2(2) 削減目標値の設定	1
<重点プロジェクト>	・重点プロジェクト	IV-1(1) 重点プロジェクトの設定	1
		IV-1(2) 設備導入プロジェクト	1
		IV-1(3) 行動実践プロジェクト	1
		IV-1(4) 地域の課題・ニーズの反映	1
		IV-1(5) 重点プロジェクトの効果試算	1
	・実現性・経済性	IV-2(1) 実現性・経済性のある実行プログラム	1
		IV-2(2) 目標期間の設定(短期・中期・長期)	1
IV-2(3) 具体的な予算措置	1		
<推進計画>	・推進体制	V-1(1) 推進体制の整備	1
		V-1(2) 庁内推進体制の整備	1
		V-1(3) 住民や関係団体との連携	1
		V-1(4) 実施主体別の役割の明確化	1
		V-1(5) 推進スケジュール	1
	・協働事業	V-2(1) 地域で活動するリーダー・団体の育成	1
		V-2(2) ワークショップ・勉強会の開催	1
		V-2(3) 協働事業推進体制の整備	1
		V-2(4) 具体的な協働事業の提案	1
	・普及啓発・広報活動	V-3(1) 地域住民への効果的な広報活動	1
		V-3(2) 省エネ情報の提供・省エネイベントの実施	1
<フォローアップ>	・フォローアップ	VI-1(1) フォローアップ体制の整備	1
		VI-1(2) 継続的なフォローアップの明確化	1
		VI-1(3) ビジョンの評価、見直しシステム(PDCA)の明確化	1
		VI-1(4) 評価基準の設定	1
		VI-1(5) 評価主体の明確化	1
		VI-1(6) 目標期間の設定	1
	・情報公開	VI-2 情報公開の整備	1
	総計	50	

### 3-2 配点

配点については、今回の改訂で、2002年度版の課題であった「採点の恣意性」の排除、ということに重点をおいた。「採点の恣意性」を排除するために、以下の2点に配慮した。

① 2002年度版では、3点満点の評価項目などがあったため、採点者の主観によって採点がぶれることがあった。そこで、0か1という採点方法に変え、ひとつの評価項目に対して、配点をすべて一律1点とした。

② 1点を与える根拠として、記述があるかないかに限定する、という採点方法に変えた。その際、記述の有無だけでは、それが実際に計画の運用に結びつくのか、という部分が問われにくくなる。そのため、運用に直結するような具体的な項目については指標化し、項目の細分化を図ることでこの点を補った。この結果、評価項目は2002年度の25項目から倍の50項目に増えている。

また、他の改良点としては、評価シートで用いられている用語を、NEDOの「ガイドブック」に使われているものに基本的には統一した。

## 4. 省エネルギービジョンの集計結果

### 4-1 策定状況

省エネルギービジョンの策定状況を表2、表3で示す。表2は年度別の策定状況を都道府県市区町村別に示している。策定数は年度を経る毎に増えている。全体では町が最も多く、次いで市区、村、都道府県の順になっている。表3は策定状況を地域区分により示している。策定自治体は九州地区が最も多く、東北、中国地区がそれに続いている。

表2 都道府県市区町村別策定状況

年度	都道府県	市、区	町	村	合計
2000年度	0	5	5	3	13
2001年度	1	6	11	1	19
2002年度	3	13	22	4	42

表3 地区別策定状況

年度	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	合計
2000年度	1	3	2	0	0	3	0	0	4	13
2001年度	0	3	3	1	2	2	1	1	6	19
2002年度	2	6	2	2	2	3	7	2	16	42

地域区分は以下のとおりとした

- 北海道：北海道
- 東北：青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
- 関東：茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
- 北陸：新潟、富山、石川、福井
- 中部：山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重
- 近畿：滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
- 中国：鳥取、島根、岡山、広島、山口
- 四国：徳島、香川、愛媛、高知
- 九州：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

### 4-2 得点グループ別自治体数の推移

図1は自治体を5つの得点グループに分け、年度毎の推移を表している。全体的な傾向として、24点以下および40点以上が極端に少なく、25点～29点と30点～35点のグループがほぼ同じ数となっている。また、年度別の割合をみると、いずれの年度も、24点以下および40点以上を除く中間層が多いということに変化はないが、2002年度になって、30点以上、35点以上の自治体が他の年度に比べて増えてきている。

2000年度から2002年度にかけて、ビジョン策定自治体は3倍以上に増えているにもかかわらず、各グループの割合が大きく変化しないということは、得点の高い報告書も得点の低い報告書も同じように増えているということであり、全体としてレベルアップしたわけではない。

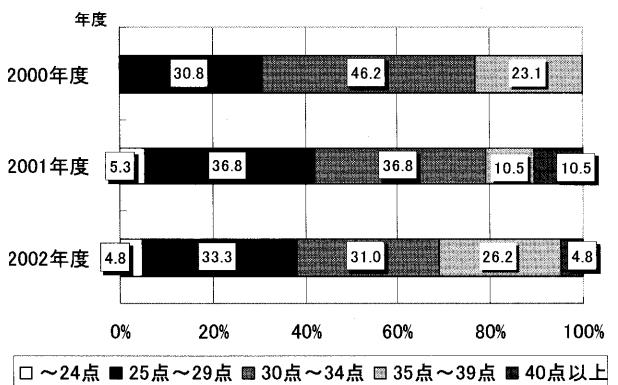


図1 得点グループ別自治体数の推移

### 4-3 構成別得点率状況

図2は、評価対象となっている全自治体の得点率を評価シートの構成別に示したものである。全体でみた場合、I「目的・位置付け」は、89.6%と高い得点率となっている。しかし、それ以外の部分は7割を越えるものがなく、II～Vの「基礎段階調査」、「目標設定」、「重点プロジェクト」、「推進計画」に

については、それぞれ、68.5%、63.5%、69.4%と6割代の得点率となっている。これは、十分な調査の実施、計画の策定が行なわれているとは言えない結果である。そして、VIフォローアップに関しては、得点率が3割程度となっており、この部分が特に、不十分な自治体が多かったことがわかる。

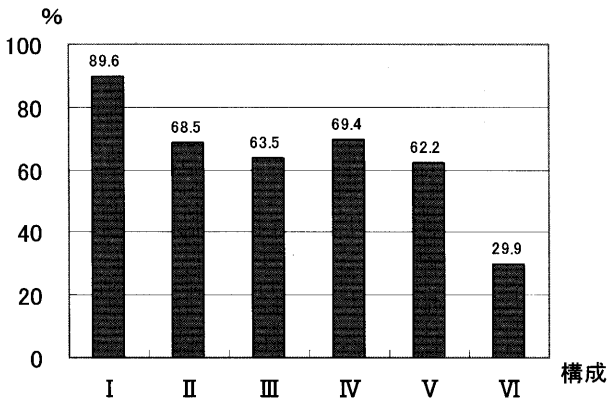


図2 構成別得点率状況

#### 4-4 必須項目別得点率状況

図3は図2の結果をさらに詳細に見たものである。評価シートの必須項目別にみた得点状況を示している。

I「目的・位置付け」の項目については、1、2、3のいずれも80%を超えており、整理できている自治体が多い。

II「初期段階調査」の項目は、1の「基礎的環境条件」は得点が90.5%と高いものの、2の「エネルギー使用の実態調査」、3の「省エネルギー可能性検討」ともに70%を割り込んでいる。これは、供給構造の把握や消費量推計等、既存の統計データが得やすい部分はできていても、地域の実情を把握するためのモニター調査の実施など独自の調査については、実施しているところが少ないことが原因である。

III「目標設定」については、2の「数値目標」83.1%であるのに対し、1の「基本方針」が60%を切っている。基本方針には地域特性を反映させる必要があるが、IIで見たように、調査が地域の実情に踏み込んでいないために自治体独自の方針に結びついていないものが多いことを示している。

IV「重点プロジェクト」の項目は、プロジェクトの設定状況が83.2%となっており、ハード・ソフト両面の計画がなされている自治体が大半である。しかし、具体的にこれをどう実施するのかという2

の「実現性・経済性」をみると、46.4%と著しく落ち込む。地域の課題やニーズを反映し、それが具体的にどのような効果があり、期間を設定して、どういった予算をつけて実施するのかということまでは考えられていない自治体が多い。

V「推進計画」については、これも「重点プロジェクト」と同じ傾向がみられる。推進体制の整備という文言はほとんどの自治体で謳われており、必須項目でみても74.6%という得点率が出ている。しかし、具体的な取り組みとなると得点率がほぼ半減する。協働事業に関しては、必須項目での得点率が35.8%と、推進体制の整備と比べて半分程度に過ぎず、その具体的な事業については、提案さえもほとんどなされていない。一方、普及啓発・広報活動は、8割以上の自治体の実施を計画している。これは、行政が比較的实施しやすい行動メニューなのであろうが、効果がどの程度期待できるのか不透明な分野でもあり、ビジョンの目標達成への貢献度は測りづらい。

VI「フォローアップ」は構成別の場合と同じく、フォローアップ、情報公開ともに3割程に過ぎず、策定後の管理についての具体的な取り組みについては、多くの自治体でほとんど考慮されていない。

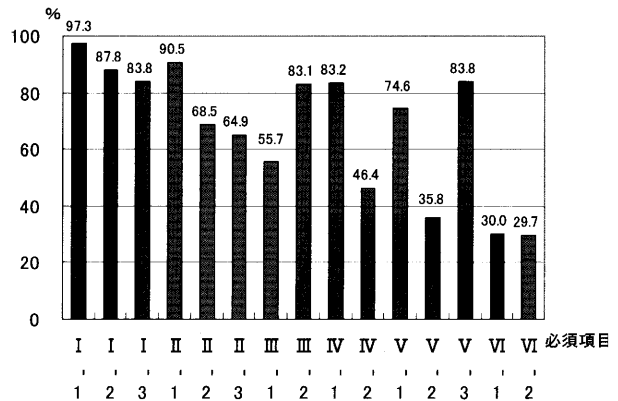


図3 必須項目別得点率状況

#### 5. 省エネルギービジョンの評価

評価結果の特徴として挙げられる点は、具体的な計画の欠如ということである。得点が高い項目は、初期段階調査において既存の統計資料で処理できるものに集中しており、それ以外のものとなると文言だけで済ませてしまう、という傾向が見られる。これはいずれの年度においても共通している。課題をいくつか整理すると、①「実現性・経済性の観点の不足」、②「協働体制への考慮不足」③「フォロー

アップ体制の欠如」を挙げることができる。

①「実現性・経済性の観点の不足」

実現性・経済性を考慮したプロジェクトが具体的に描けなければ、目標の達成は困難である。地域において実現可能な実施体制や予算措置を、期間を定めてビジョンの中で提案する必要があるだろう。それによって、その後の具体的な展開へとつながる。初期段階調査も本来そうしたプロジェクトを導き出すために行なわれる。そうでなければ、掲げられたプロジェクトが単なる検討課題に終わる可能性が高い。

この点については、ビジョン策定後の「重点テーマに係る詳細ビジョン調査」や「事業化フィージビリティスタディ調査」(FS)で具体化できる、との考え方もあるかもしれない。しかし、これらの調査を活用する場合も、後付け的な捉え方により、ビジョン策定の段階での具体性は必要がないというのではなく、実現性・経済性を確保するひとつの手段として計画の中にあらかじめ位置付けられるべきであろう。

②「協働体制への考慮不足」

現行の温暖化対策が効果をあげていない理由は、その取り組みが地域レベルで展開できていないところにある。温暖化対策を地域レベルで展開していくうえでは、行政だけでなく、地域の住民や事業者の取り組みも不可欠である。そのため、計画を効果的に進めるにあたり、各主体が連携することは必須となるだろう。しかし、これまで自治体の行政部門を中心に行なってきた取り組みの範囲を広げようとした場合、具体的なプロジェクトを通しての各主体の協働体制は欠かせない。この連携を強化するような体制作りを目的とした協働事業やワークショップ等を提案し、実施主体の育成を図ることも重要である。

③「フォローアップ体制の欠如」

ビジョンの報告書ではフォローアップに関する記述が少ないことが特徴的である。総合得点が高い自治体においてもフォローアップの部分は十分な内容とはなっていない。計画を正しく運用するためには、管理の体制や方法を明確にする必要がある。また、管理の前提としては、計画を数字で把握することは必須であり、そのためにもプロジェクトの効果の試算と目標の関連性は重要である。この部分は目標設定や具体的なプロジェクトの設定の部分とも関連している。体制作りに関しても、「協働体制」の部分と重なるところはあるが、段階的に地域的な広がりを持たせられるよう、ベースとなる管理主体を組織

しておくことが必要である。短期的には自治体内に「温暖化対策推進室」等を設けることで対処できよう。中長期的には住民を巻き込んだ管理体制を導入できるよう実施主体の育成にも力を入れる必要がある。

6. おわりに

今回、省エネルギービジョンの評価を試みた。評価結果から見えてきたものは、大半の自治体において、計画に具体性が伴っていないということである。

文言だけのビジョンは作れても、それを実行に移すための具体的な方策が多くは報告書からは見えてこない。具体的に何をするのか、となったときに何の記述もないのがビジョンの報告書である。

報告書で具体的な取り組みの提案が書かれていない以上、策定後の計画が地域における温暖化対策として機能するとは考えにくい。これでは省エネルギー「ビジョン」としては不十分であろう。今回明らかになった「実現性・経済性の観点の不足」、「協働体制への考慮不足」「フォローアップ体制の欠如」の課題の克服は地域レベルの温暖化対策計画を作るうえで重要になってくるものと考えられる。

本研究における評価方法については、特に指標の設定や配点について、客観性の問題等さまざまな批判が予想されるが、確かにこうした評価自体は「断片的で一面的な評価」であることは間違いない。しかし、ここでは、武智(西尾編 2000)も述べるように、「限定的な評価であることを了解」したうえで「むしろ、結果を用いること」〔注7〕を通じ、評価方法に関する課題の抽出も含めて今後に生かすことを重視している。

今後さらにヒアリング調査を加えて、ビジョン後の自治体の取り組みを詳細に調べることで、ビジョンとその後の実効性の関連性が明確になってくるであろうし、評価方法の改善にもつながってくる。こうした作業については、今後の課題としたい。

注

[1] 2001年に全国地球温暖化防止活動推進センターは全国の市区町村を対象に温暖化対策の実態調査を行っている。ここでは、あらかじめ設定された93個の温暖化対策施策の実施の有無について調査している。この結果、1自治体あたり最も多かった取り組みは、4つの大分類で見ると、自治体の

「事業者の立場での地球温暖化対策」（自治体庁舎内における取り組み）で平均6.6個となっており、次いで「市民・事業者」への啓発・支援」の2.3個、「公共事業における環境配慮」、「脱温暖化インフラ整備」はそれぞれ1.0個、1.5個となっている。このように、自治体における現行の施策は行政の庁舎における限定的な取り組みか温室効果ガスの削減に直結しない啓発活動が中心であり、地域全体の温室効果ガス削減に直接的には寄与していないことが明らかにされている。中口毅博「自治体における温暖化防止対策の動向—京都議定書採択以降を中心に—」全国環境研究会誌 第28号 第1号, 2003 p 2~12 参照。

- [2] 2003年度以降、初期段階調査は単独ではなく、地域省エネルギービジョン策定調査、重点テーマに係る詳細ビジョン調査、事業化フィージビリティスタディ調査の3事業の形に変更となった。
- [3] FSの対象は当該事業を実施するものとなっている。
- [4] 類似の事例としては、「環境自治体会議年次報告書」、「日本の環境首都コンテスト」、「地球にやさしい自治体ランキング」等がある。  
環境自治体会議「2001年度 環境自治体会議年次報告書」2002年5月  
環境市民「日本の環境首都コンテスト」  
環境市民ホームページ  
<http://www.kankyoshimin.org/index.html>  
日本総研「地球にやさしい自治体ランキング」THE 21 2003年4月号, PHP 研究所
- [5] 宇賀克也『政策評価の法制度』有斐閣、2002年 pp105-107 参照。
- [6] 中村らが実施した2002年度に実施した2000年度省エネルギービジョンを策定した全13自治体を対象としたアンケート調査によると、計画を定期的にチェックしている自治体は13件中4件、計画をチェックするシステムを有している自治体は13件中2件となっており、ビジョンが策定後放置されている傾向が強い。地域循環研究所「地域循環情報」Vol. 4 No. 2 2002年5月 pp13-21 参照。
- [7] 武智秀之「信頼の制度設計—自治体サービスの認証と格付け」西尾勝編著『行政評価の潮流—参加型評価システムの可能性』（財）行政管理研究センター、2000年 pp134-137 参照。

## 参考文献

- 植田和弘「地球温暖化防止と地方自治体の環境経済戦略」『月刊自治フォーラム』第一法規、2005年8月号、VOL.551、pp.13-19
- 宇賀克也『政策評価の法制度』有斐閣、2002年  
環境省「京都議定書目標達成計画」2005年4月  
経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー部・新エネルギー部「地域新エネルギー・省エネルギービジョン策定ガイドブック～地域における新エネルギー・省エネルギー導入の促進に向けて～」新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー導入促進部省エネルギー対策部、2003年7月  
財団法人省エネルギーセンター九州支部「省エネルギーの推進にあたって」2003年8月  
高橋秀行『市民主体の環境政策〔上〕—条例・計画づくりからの参加—』公人社、2000年  
中村修・山口龍虎「環境政策評価の試み」『環境自治体ハンドブック』西日本新聞社、2004年3月 pp.130-136  
西尾勝編著『行政評価の潮流—参加型評価システムの可能性』（財）行政管理研究センター、2000年  
増原直樹「『共通指標』を用いた環境自治体度調査の意義と課題—自治体の環境格付け実施に向けて」『リサイクル文化』 68号 リサイクル文化社、2003年 pp.56-64

## 参考ホームページ

- NEDO ホームページ <http://www.nedo.go.jp/>  
省エネルギービジョンの報告書はこのデータベースからすべてダウンロードが可能となっている。